

研究員の受入に関する規則

(2009年1月9日規約第08—53号の9)

《所管：教務課長》

改正	2009年2月19日規約第08—61号	2009年4月10日規約第09—2号
	2010年10月8日規約第10—46号の2	2011年3月24日規約第10—110号
	2012年2月13日規約第11—9号の14	

(目的)

第1条 本大学は、研究教育水準の向上および学術交流の促進を図るため、この規則の定めるところにより、次の研究員を置く。

- 一 上級研究員
- 二 主任研究員
- 三 次席研究員
- 四 客員上級研究員
- 五 客員主任研究員
- 六 客員次席研究員

(研究員)

第2条 前条第1号、第2号および第3号に規定する研究員は、他に本務をもたない者であって、本大学における外部資金に基づく教育研究プロジェクトその他の期間の定めのあるプロジェクト（以下「教育研究プロジェクト」という。）において一定の期間専ら研究活動を行う者のうち、研究上の学識、業績、身分等がそれぞれ本大学の教授、准教授および講師に相当する者とする。

2 前条第4号、第5号および第6号に規定する研究員は、国内または外国において他に本務をもつ者であって、本大学に来訪し、教育研究プロジェクトにおいて一定の期間専ら研究活動を行う者のうち、研究上の学識、業績、身分等がそれぞれ本大学の教授、准教授および講師に相当する者とする。

(研究員の職務)

第2条の2 第1条第1号、第2号および第3号に規定する研究員（第3項において「上級研究員等」という。）の職務は、その重要度および責任の度合いに基づき、17の級に分類し、さらに各級を5の号に分類するものとする。

2 前項の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、受入箇所において定める。

3 上級研究員等の職務の級および号は、学術院を本属とする者にあっては教授会（早稲田大学学部規則（1949年9月15日示達）第5条の2、早稲田大学大学院規則（1976年教務達第8号）第4条の3第2項または学術院に属する研究所の研究所運営委員会に関する規程（2011年規約第11—9号の11）第2条および第3条の規定により、教授会が、学部運営委員会、研究科運営委員会または研究所運営委員会の議決をもって教授会の議決とすることとした場合にあっては、学部運営委員会、研究科運営委員会または研究所運営委員会）、いずれの学術院にも属さない研究所、研究教育センター、ボランティアセンターまたは競技スポーツセンターを本属とする者にあっては管理委員会、演劇博物館または博物館を本属とする者にあっては協議員会、芸術学校または川口芸術学校を本属とする者にあっては運営委員会、プロジェクト研究所を本属とする者にあっては研究院運営委員会（研究院規則（2009年規約第08—72号）第9条第3項の規定により、研究機構運営委員会の議決をもって研究院運営委員会の議決とすることとした場合にあっては研究機構運営委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、大学が決定するものとする。

(受入期間)

第3条 研究員の受入期間は、1年以内とする。

2 前項の受入期間またはこの項の規定により更新された受入期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、受入期間の合計は、5年を超えることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、研究員を受け入れようとする箇所（以下「受入予定箇所」という。）は、教育研究プロジェクトが終了する日（以下「終了日」という。）が明らかな場合は、教務部長の承認を得て、1年を超える受入期間を定めることができる。ただし、受入期間の末日は、終了日以前でなければならない。

4 前項前段の規定により 1 年を超える受入期間を定めた場合は、受入期間を更新することはできない。

(受入箇所)

第4条 研究員の受入箇所は、学術院、いずれの学術院にも属さない研究所、研究教育センター、演劇博物館、博物館、芸術学校、川口芸術学校、ボランティアセンター、競技スポーツセンターまたはプロジェクト研究所とする。

(研究員の本属)

第4条の2 研究員は、受入箇所を本属とする。

2 研究員が同時に 2 以上の箇所で受け入れられる場合の本属は、関係箇所における協議を踏まえ、大学が決定し、本属以外を兼担とする。

(受入手続)

第5条 研究員の受入は、教授会等の決議に基づき、大学が決定する。既に受入を決定した研究員の身分を変更するときも同様とする。

2 教授会等における上級研究員、主任研究員または次席研究員の受入れの議決は、議決権者（教授会においては当該学術院を本属とする任期の定めのない教授および准教授）の 3 分の 2 以上が出席し、その出席者の過半数をもってしなければならない。この場合において、外国出張中の者、休職中の者および病気その他の理由により引き続き 2 か月以上欠勤中の者は、議決権者の数に算入しない。

(呼称付与)

第5条の2 大学は、次の各号に掲げる研究員に対し、当該各号に定める呼称を付与することができる。

一 上級研究員 研究院教授

二 主任研究員 研究院准教授

三 次席研究員 研究院講師または研究院助教

四 客員上級研究員 研究院客員教授

五 客員主任研究員 研究院客員准教授

六 客員次席研究員 研究院客員講師または研究院客員助教

2 前項に定める呼称の付与は、受入予定箇所の推薦に基づき、研究院規則第 6 条に定める研究院人事審査委員会の審査を経て、大学が決定する。既に決定した呼称を変更するときも同様とする。

3 第 1 項に定める呼称の付与の基準は、大学が定める。

(給与)

第6条 研究員の給与に関する事項は、任期の定めのある教員、客員教員および客員教諭の給与に関する規程（1992年 5 月 22 日規約第92—10号の 2）をもって別に定める。

(勤務条件)

第7条 研究員の勤務条件については、受入箇所と大学が事前に協議のうえ、その都度これを定める。

(教員任免規則の準用)

第8条 教員任免規則第24条から第31条まで（第28条を除く。）の規定は、研究員について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2009年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる箇所は、当該各号に定める間は、研究員を受け入れることができる。

一 アジア太平洋研究科、国際情報通信研究科、日本語教育研究科、情報生産システム研究科、環境・エネルギー研究科、アジア太平洋研究センター、国際情報通信研究センター、環境総合研究センター、情報生産システム研究センター、法務教育研究センターおよび日本語教育研究センター
一 この規則の施行の日から 1 年を経過する日までの間

二 法務研究科 当分の間

3 第 5 条の規定による研究員の受入のために必要な行為は、同条の例により、この規則の施行前にも行うことができる。

4 第5条の2第1項の規定による研究員に対する呼称の付与のために必要な行為は、同条の例により、この規則の施行前にも行うことができる。この場合において、同条第2項および第3項中「研究院人事審査委員会」とあるのは「研究院設立準備委員会」と読み替えるものとする。

附 則 (2009年2月19日規約第08—61号)

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年4月10日規約第09—2号)

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2010年10月8日規約第10—46号の2)

この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則 [整理] (2011年3月24日規約第10—110号)

この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2012年2月13日規約第11—9号の14)

この規則は、2012年2月13日から施行する。